

令和4年8月31日

一般財団法人岡山県剣道連盟

「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」

一般財団法人岡山県剣道連盟（以下岡剣連）は令和3年9月24日付で新「段級位審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」を制定しましたが、コロナ感染の現状を踏まえ、令和4年8月31日付でこれを「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」（以下「岡剣連審査ガイドライン」）として改定しました。

県下各連盟・団体におかれましては、「全剣連審査ガイドライン」及び「岡剣連審査ガイドライン」を参考に、各連盟・団体の実態に応じた、審査会の運営、開催に努めていただきますようお願いいたします。

なお、感染症の状況や審査会場となる施設の方針により、逐次、審査ガイドラインを見直すことが有り得ることもご承知おきください。

1 審査会を開催するにあたって

- (1) 岡剣連（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、開催主管剣道連盟及び審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。主催者は審査会を開催するにあたって、受審者と関係者に対し、この「岡剣連審査ガイドライン」の内容を周知徹底する。
- (2) 主催者は、審査スケジュールを策定するにあたって、入場・受付時の密集を避けるために受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として時間に余裕を持った計画を立てる。
- (3) 主催者は、受審者と関係者以外は入場できないことを、あらかじめ周知徹底する。
- (4) 受審者と関係者は、「岡剣連審査ガイドライン」を遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

2 審査会実施に向けて

- (1) 「事前申込制度」を導入する。審査会当日までに各所属・団体ごとの「受審者の人数、年齢、性別、資格等」を確認し、当日の受付場所での密集・密接を避ける。
- (2) 施設の入場口・受付・審査会場・駐車場は広いスペースを確保する。
- (3) アルコール消毒剤等（手指・物）・非接触型体温計・マスク・ゴム手袋等の感染防止品を準備する。
- (4) 手洗い、うがいのできる場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に消毒剤を配置する。

3 審査員・係員等

- (1) ワクチンの3回接種を推奨する。
- (2) 審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、不織布マスク（白色）着用のうえ、フェイスシールドを着用する。（ただし、審査員は実技審査のみ、フェイスシールドの着用を要しない）
- (3) 当日の検温後、「共通体調確認票」（別紙）に記入し、審査委員長へ提出する。
- (4) 受付係員等は、ゴム手袋を着用する。
- (5) こまめに手洗い・うがい手指消毒を行う。
- (6) フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにし、不要な会話は避ける。
- (7) 各級位・段位別に時間差を設けているため審査委員長は、その都度、審査前の説明を簡潔におこなう。

4 当日受付

- (1) 受審者の整理誘導を行う。入場できるのは、原則として受審者のみとする。
- (2) 受付時間は、各級位段位別に差を設ける。
- (3) 受付は、密集を避けるため、可能な限り多く設置し、受審者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする。

- (4) 受付では、受審者に手指消毒を徹底させる。
- (5) 受審者に「共通体調確認票」を提出させ、内容を確認する。
- (6) 「共通体調確認票」の記述で症状（体温が37.5度以上）等問題がある場合は、受審させない。
- (7) 「共通体調確認票」を持参しなかった受審者には、その場で非接触型体温計等により、体温測定を行い、「共通体調確認票」に必要事項を記入させ、提出させる。
- (8) 人と人の距離を保つため、受付の前に、2メートル毎に目印のテープを貼る。
- (9) 対面する場合は、アクリル板・透明シート等で飛沫を遮断する。
- (10) 受付が密集した場合、入場制限を行う。

5 施設内

- (1) 審査会場
 - 多くの人に触れる用具、箇所（ドアノブ等）を定期的に消毒する。
 - 送風機等を利用して常に換気を適切に行う。
 - 審査場の余地を十分設ける。（受審者同士の密集、密接を避ける）
- (2) 洗面所（トイレ）
 - トイレ出入口にアルコール消毒剤等とペーパータオルを設置する。
 - 手洗い場には石鹼（ポンプ式）を用意する。
- (3) 待機スペース（フロアー内）
 - 広さにはゆとりを持たせ、3密を避ける。（難しい場合は、入室制限する等の措置を講ずる）
 - 送風機等を利用して換気を適切に行う。
- (4) 役員・審査員控え室
 - 飲食物を扱う場合は、手洗い、手指消毒を行う。
 - 役員・審査員控え室での湯茶接待は簡素化する。
- (5) 観覧席
 - 受審者以外（保護者等）の入場は認めない。
 - 観覧席がある場合、受審者の休憩場所にあてる。
 - 受審者同士が密集・密接にならないようにする。

(必要に応じて、観覧席の席数を減らすなどの対応をする)

(6) ゴミの廃棄

- ゴミを回収する場合は、マスク・ゴム手袋を着用する。
(回収時は、ビニール袋に入れて密閉する)
- マスクや手袋を外した後は、必ず石鹸を用いてや流水で手洗いするとともに、手指消毒をする。

6 受審者

- (1) ワクチンの3回接種を推奨する。
- (2) 受付時、持参した「共通体調確認票」を提出させる。
- (3) 「共通体調確認票」の記述で症状等(体温が37.5度以上)等問題がある場合は、受審させない。
- (4) 受付終了者は、観覧席等に移動し待機させる。(密集にならないように1席空けて間隔を取らせる)
- (5) 呼出し位置に集合させ、受審番号を決定する。
- (6) 会場内では、休憩時、移動中、待機中及び審査中、必ずマスクを着用させる。
- (7) 各級位、段位別に時間差を設けているため、その都度、審査前の説明を受けさせる。
- (8) 会場入り口で、消毒剤による手指の消毒を徹底させる。
- (9) 会場入り口で、フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにさせる。
- (10) 上下足の区別を徹底させる。(素足のまま屋外へ出させない)
- (11) 実技審査時には、面マスクとシールドを着用させる。(マスクは口と鼻を確実に覆うものとし、持病等により鼻を出す必要のある場合は申し出させること。シールドは口元を覆うものとし、形状は指定しない)
- (12) 鏝競り合いを避け、やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、速やかに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない(引き技時の発声は認める)ことを徹底させる。(審査委員長説明)

(13) 合格発表は、密集、密接になることを回避させる。

(14) その他、下記について厳守させる。

- 着替えはあらかじめ自宅等で行う。
- 常にマスクを着用する。
- こまめな手洗い，うがいを行い、手指の消毒をする。
- 会場内での会話は控えめにする。
- すべての待機者は必要なく移動しない。
- 各自でこまめに水分補給する。
- 飲食は指定場所で行う。
- 体調が悪くなった場合は、遠慮なく係員に申し出る。
- ゴミの放置や忘れ物をしないようにする。
- 係員の指示に従い、円滑な審査運営に協力する。
- トイレはふたを閉めてから流す。(審査委員長説明)

7 その他

(1) 受審者・審査員及び係員等は、2週間前から「共通体調確認票」に必要な事項を記入する。

(2) 「共通体調確認票」は、岡剣連にて約1ヶ月間保管する。(個人情報のため取り扱いに注意)

(3) 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、岡剣連に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告する。

(4) 「段級審査申込書」、「共通体調確認票」は岡剣連ホームページに掲載する。

(5) 会場内へは、受審者・係員以外は入場を禁止する。(保護者は送迎・受付のみ)